

入所・重要事項説明書

令和 年 月 日

様

住 所 宇治市志津川南詰 12 番地
事業所名 志津川五和の園老人保健施設
理 事 長 島崎 信子
重要事項説明者 _____
電 話 (0774) 23-5070
FAX (0774) 23-9871

下記の重要事項について説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

1. 利用約款の説明について

- ・入所利用約款・契約書により説明します。入所利用約款・契約書の有効期間は、要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2. 事故発生の防止及び発生時の対応について

- 事故の発生又は再発防止のため、次に掲げる措置を講じます。
- ・介護保険施設サービスの提供により事故が発生した時は、医師の指示のもとに必要な措置を講ずると同時に、利用者の家族、関連部署及び必要に応じて市町村等への連絡、報告等を行います。
- ・事故状況の報告、記録等は正確に行い、関係書類の記録を保存します。
又、開示等の要請についても応じます。
- ・事故の原因等の分析を通じ、再発防止のための改善策を講じ従業者に周知徹底します。
- ・事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行ないます。
- ・事故にそなえて、損害賠償保険に加入しています。

3. 感染症又は食中毒予防及びまん延防止のための措置について

- ・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
その結果について看護、介護その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・介護職員その他の従業者に対する感染防止又は食中毒予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。
- ・感染症又は食中毒が疑われる際の対応は、所轄保健所の指示、指導等に沿った手順により対応します。

4. 利用者のプライバシーに関する秘密・個人情報の保護及び従事者の秘密保持に講ずる措置について

- ・個人情報保護に関する法令、条令等を遵守します。
- ・就業規則に従事者の秘密保持に関する遵守条項を設けています。又、従事者が退職した後についても他に漏れることのないよう、雇用契約書の特別条項に罰則規定を定めています。

〔利用者の個人情報の提供が必要な場合の同意等の措置について〕

- ・当施設を退所され、家庭復帰や他施設へ入所される場合（又は医療機関等に入院）は、居宅介護支援事業者、施設、医療機関等へ個人情報を提供する必要がありますので、当該個人情報の提供について、予め利用者（家族）の同意を得ています。
- ・施設内での利用者に対するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報及び利用者家族の個人情報を用いる必要がありますので、当該個人情報の利用について、予め利用者（家族）の同意を得ています。
- ・介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等において個人情報を使用する場合は、事前に了承を得た上、利用者及び扶養者（家族）に対して利用目的変更通知書を送付するものとします。又、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

5. 苦情を処理するための措置について

- ・当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等については、支援相談員、介護支援専門員等に申し出ることができます。
又、所定の場所に設置する「ご意見箱」に管理者宛文章を投函して申し出ることもできます。
苦情を受けた場合には、その対応内容を記録します。
- ・利用者（身元保証人等）の求めに応じ、サービス提供書、診療録等の開示に応じます。
- ・ご意見ご要望等については、速やかに対応し、今後の施設サービスの質の向上に生かせるよう努力いたします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法 人 名 医療法人尼崎厚生会（財団）
所 在 地 兵庫県尼崎市立花町 4 丁目 3 番 18 号
- ・施 設 名 志津川五和の園老人保健施設
所 在 地 京都府宇治市志津川南詰 12 番地
- ・開 設 年 月 日 昭和 63 年 10 月 17 日
介護保険指定年月日 平成 12 年 4 月 1 日 指定番号 2651280014

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになります。1日でも早く家庭での生活に戻すことができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整及び退所時の支援等も行います。この目的に従って、当施設では、以下の運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 志津川五和の園老人保健施設の運営方針

当施設は前項の目的を達するために次のことを方針として運営いたします。老人福祉待遇の質の確保と向上に努めるとともに、家庭と病院との中間待遇を考慮した介護を行います。又、医療面での偏重（過剰医療、過少医療）を避け、生活援助の場としてバランスのとれた介護に努めます。

(4) 従業者の職種、員数（定員 100 を基準とする／令和 7 年 4 月 1 日現在）

① 管理者（施設長／医師）

1 名

常勤、同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの管理者及び医師を兼務

② 医師

1 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの医師を兼務

③ 薬剤師

0.5 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護の薬剤師を兼務

④ 看護職員

10 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護の看護職を兼務

⑤ 介護職員

24 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護の介護職を兼務

⑥ 支援相談員

1 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護の支援相談員を兼務

⑦ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

1 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を兼務

⑧ 管理栄養士

1 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの管理栄養士を兼務
調理員、栄養士：委託（委託先：塩梅株式会社）

⑨ 介護支援専門員

1 名以上

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護の介護支援専門員及び支援相談員を兼務

⑩ 事務職員その他

適當数

同一敷地内介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの事務員その他を兼務
※上記①～⑩の短期入所療養介護及び通所リハビリテーションに該当する職種については、介護予防短期
入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーション等を兼務しています。

(5)入所定員等 定員 152名 多床室(療養室 2人室 8室 : 4人室 34室)

2. 標準サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案(3ヶ月ごとに見直し)
- (2) リハビリテーション実施計画の立案(3ヶ月ごとに見直し)
リハビリテーション実施計画に基づくリハビリテーションの実施
- (3) 食事
- (4) 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- (5) 医学的管理・看護
- (6) 日常生活での介護、その他、口腔ケアを毎日の標準サービスとして実施
- (7) レクリエーションの実施、クラブ活動等の支援
- (8) 理容美容サービス、行政手続代行、相談援助サービス、その他、退所時の支援も行います。

※これらのサービスのなかには、利用者からの基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので具体的にご相談下さい。

- (9) その他
 - ・食事(朝食 7時～7時30分 昼食 正午～0時30分 夕食 5時～5時30分)。
 - ・入浴(週に2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
 - ・事務の受付、ご相談の受付時間 9:00～17:15 (年中無休)
 - ・見学の受付時間 10:00～16:00

3. 利用者の家族様との連携及び交流、支援等について

- (1) 利用者の家族様(身元保証人等)に対して、随時、利用者状況を報告します。
- (2) 施設の開催する祭り、運動会等の施設行事の案内書を家族様に送付します。
- (3) 当施設では、利用者の居宅における生活への復帰を目指して、外出、外泊をすすめています。
 - ・外出、外泊を希望される場合は、事前に支援相談員又は各詰所等に希望日をお申し出下さい。
 - ・外出、外泊の当日、当該詰所備付けの「外出・外泊・連絡票」に行き先、帰園時間等をご記入の上、事務所受付にご提出下さい。出発時間及び帰園時間は、面会時間内(9:00～19:00)にお願いします。
(交通渋滞その他で、お帰りの時間が19:00以降になる場合は、事務当直にご連絡下さい。)

4. 利用料金

- (1) 基本料金
 - ①介護保険施設サービス費(I iii)〈多床室〉の利用者負担の額は以下のとおりとします。
介護保険給付の自己負担額を、別に定める介護保険利用者負担・料金表(1)基本料金表により支払いを受けます。また介護保険給付自己負担額が改定された場合は、その告示上の額とします。
※利用料は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人保健施設が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。
 - ②食費(自己負担) 1日当たり

利用者負担段階	第1段階の方	300円	第2段階の方	390円
	第3段階①の方	650円	第3段階②の方	1,360円
	第4段階の方	1,500円		

③居住費/多床室(自己負担) 1日当たり

利用者負担段階	第1段階の方	0円	第2段階の方	430円
	第3段階①の方	430円	第3段階②の方	430円
	第4段階の方	437円		

※食費及び居住費の自己負担額は、所得が一定基準以下の場合(第1段階、第2段階、第3段階)
介護保険負担限度額認定証の負担限度額により請求します。(各市町村に申請が必要です)

- (2)個人の希望による利用料の内訳について

①日用品、材料代等の取り扱いについて

日用品費 / 1日当たり 100円

・介護保険給付サービス対象外の日用品等で、利用者の日常生活に最低限必要と考えられる日用品等を、利用者のご希望により提供いたします。

[主な品目等]

各種タオル、シャンプー、ボディーソープ、石鹼、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、その他

②教養娯楽費 / 1日当たり 60円

・介護保険給付サービス対象外の、個人の希望による趣味やクラブ活動、レクリエーションその他の各種材料等について、利用者のご希望により提供いたします。

[主な品目等]

色紙、画用紙、半紙、模造紙、ボール紙、筆、鉛筆、ボールペン、水性ペン、マジックインキ、墨汁、ポスターカラー、ホッチキス、セロテープ、両面テープ、のり、粘土、写真、手芸材料、その他

③おやつ代 / 1日当たり 150円(利用者のご希望により提供いたします)

[主な品目等]

アップルジュース、オレンジジュース、その他ジュース類、ショートケーキ、エクレア、チーズケーキ等の洋菓子、フルーツ盛り合わせ、フルーツみつ豆等の果物類、栗饅頭、大福餅等の和菓子、わらび餅、大学芋、茶巾しづり、ぜんざい等の季節の手作り菓子等

④その他

- 洗濯代(業者へ依頼) / 1バッケ 920円(月額8,000円位) □栄養補助食品(実費)
- 電気料(1日当たり 80円 各種電気製品持込み時の電気使用料)
- 文書料 / 3,300～4,400円(税込) 各種証明書の発行事務手数料
- インフルエンザ予防接種代 / 実費
- 理容・美容代(業者へ依頼) / 1,815円～2,695円(回)
- その他必要品は実費購入となります

5. 協力医療機関(病院)

- ・名称/宇治病院 住所/宇治市五ヶ庄芝ノ東54-2
- ・名称/宇治武田病院 住所/宇治市宇治里尻36-26
- ・名称/宇治おうばく病院 住所/宇治市五ヶ庄三番割32番地-1

協力歯科医療機関

- ・名称/木村歯科 住所/京都府京都市中京区聚楽廻西町119
- ・名称/本田歯科クリニック 住所/京都市伏見区深草北新町631-1

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・営業時間 9:00～17:15(事務受付時間)
- ・面会時間 9:00～19:00(時間外のご面会は事前にご連絡下さい。)
- ・外出、外泊時の施設外での受診(入所中の受診は当施設医師の紹介状が必要です。)
- ・送迎バスの運行/8:30～17:55(年中運行)/五和の園～JR宇治駅～京阪宇治駅(無料)
※別紙運行時刻表を参照下さい。

7. 非常災害対策

- ・防災設備/スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練/年2回

8. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・金銭、貴重品等の持込み
- ・ペットの持込み
- ・飲酒、喫煙

9. その他の事項

- ・協力医療機関等への受診
- 利用者の状態により受診が必要な場合、又は利用者の状態が急変したときは医師の指示により、協力病院等への受診をお願いしています。
- ※受診時の送迎(介護タクシー等の手配/個人負担)は、家族様に対応をお願いしています。

- ・緊急時の連絡先
緊急の場合には、「緊急連絡票」にご記入いただいた緊急連絡先順に連絡します。
- ・夜間緊急時の連絡／該当看護・介護詰所と直接お話しできます。
□2階看護・介護詰所 TEL 0774-23-5070 □3階看護・介護詰所 TEL 0774-23-5070
- ・要望、苦情等の相談窓口
□受付時間／9:00～17:15（年中無休）
□介護支援専門員・支援相談員／TEL 0774-23-5070

苦情要望を受けた場合は、苦情の内容を記録し必要に応じ苦情処理委員会、部署代表者会議等で検討し報告や改善の必要がある場合は、責任を持って調査、改善、回答させていただきます。

- ・介護保険所轄官庁の所在地、電話番号等

□宇治市に相談する場合

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

宇治市健康福祉部健康増進室 介護保険課 TEL 0774-20-8731

□城陽市に相談する場合

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16・17

城陽市福祉保健部高齢介護課 介護保険課 TEL 0774-56-4043

□京都市に相談する場合

〒604-0954 京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町 579 番地

京都市保健福祉局長寿社会部 介護保険課 TEL 075-213-5871

□京都府に相談する場合

〒611-0021 京都府宇治市宇治若森 7-6

京都府山城北保健所 企画調整室 TEL 0774-21-2199

□国保連合会に苦情を申立する場合

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地

京都府国民健康保険団体連合会

介護保険課介護相談係 TEL 075-354-9090

志津川五和の園老人保健施設 様

施設サービス・入所利用同意書

(1) 志津川五和の園老人保健施設利用にあたり、別紙の入所利用約款・契約書、及び重要事項説明書の交付を受けた上、利用約款、介護保険利用者負担の利用料金、介護保険給付対象外の食費及び居住費（利用者負担）、個人希望による利用料、及び重要事項等についての説明を受けました。

これらの内容を十分に理解した上で同意します。

(2) 入所利用約款・契約書第 9 条（1）項の介護保険サービス利用のために必要な市町村、居宅介護保険事業者等への個人情報の提供、及び医療機関受診時の情報提供等について、私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。又、サービス担当者会議等において、私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

(3) 入所利用約款・契約書第 9 条（4）項による個人情報提供の利用目的を変更する場合の措置（利用者、扶養者に事前に了承を得た上、通知書を発行）等についても同意いたします。

(4) 利用者本人の症状等に関して、施設より医療機関への受診、入院等の指示がでた場合、当方は責任をもって速やかに対処いたします。

(5) 入所利用約款・契約書 第 6 条の利用料については、利用者及び扶養者・身元保証人は連帶して、支払います。

令和 年 月 日

住 所

利用者名

（扶養者及び身元保証人）

住 所

氏 名